

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について

市立学校園における標記の件につきまして、コロナ禍の下でインフルエンザ流行期を迎えるにあたり倉敷市連合医師会、倉敷市保健所等の関係機関と今後の対応を協議しました。

その結果、治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによって起こりうる、他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、取扱いを次のとおり変更することとし、11月24日付けで各学校園長へ通知を行いましたので、報告します。

1 インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

通知日以降、再登校（園）に当たっては、原則として治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として保護者が作成する「インフルエンザ罹患報告書」（別紙様式）を学校園に提出することとします。

2 コロナ禍の収束を見据えた今後の対応について

(1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

治癒証明書の提出は不要とします。

(2) 幼稚園

コロナ禍の収束後に治癒証明書の提出について、再度関係機関と協議をすることとしています（保育園と同様の取扱い）。

【参考】 その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従来どおりとし、原則として、学校に提出することとします。

学校長 様

インフルエンザ罹患報告書

学校	年	組	氏名 ()	
発症日:	年	月	日 (症状が出た日)	
診断日:	年	月	日 (医療機関で診断された日)	
医療機関名:				
診断名:	インフルエンザ	A型	・ B型	・ 不明 (該当する項目に○を付けて下さい)
解熱日:	年	月	日	
年	月	日	保護者氏名 (自署):	

【インフルエンザによる出席停止期間の基準】

次の①～③を満たしたら、再登校(園)が可能です。

基準① 発症日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。

基準② 解熱(平熱[37.5度未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあっては3日)を経過していること。

基準③ 基準①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して提出してください。

	体温測定日	測定時間:体温(午前)	測定時間:体温(午後)
発症日	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
1日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
2日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
3日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
4日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
5日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
6日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
7日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
8日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
9日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
10日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度

※医療機関による治療証明書の提出は必要ありません。